

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和 8 年 2 月 2 7 日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 堤

康

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 電子調達システムの利用

本調達は、「電子調達システム」（「調達ポータル」<https://www.p-portal.go.jp/>）を利用した見積書の提出及び開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度旭川法務総合庁舎昇降機保守管理業務請負契約
- (2) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）までの間
- (3) 履行場所 交付する仕様書のとおり
- (4) 仕 様 等 交付する仕様書のとおり

3 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第 7 0 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C 又は D 等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者

イ 見積書受領期限の前日までに当庁が作成する随意契約登録者名簿に登録された者

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

- 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒070-8636 旭川市花咲町4丁目 旭川地方検察庁

担当：会計課用度係 金田

電話：0166-51-8767 E-mail:ppo53-kaikeika.wp2@i.kensatsu.go.jp

5 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領及び仕様書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

見積依頼公示日から令和8年3月16日（月）まで（土・日、祝祭日を除く。）の午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間。

(2) 交付場所

上記4の場所、旭川地方検察庁ホームページ又は電子調達システムにおいて交付する。

ただし、上記4の場所で交付を希望する場合は、交付希望日の前日（行政機関の休日を除く。）の午後5時までに交付を希望する旨電話連絡すること。

電子メールによる交付を希望する場合には、交付希望のメールアドレスからその旨記載した電子メールを送信すること。

6 見積書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和8年3月19日（木）午後4時0分（必着）

(2) 添付書類

令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はD等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する場合は、資格審査結果通知書の写し。

(3) 提出場所

ア 持参、郵送又は電子メールにより提出する場合には、上記4の住所又はメール

アドレス宛て提出すること。

イ 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続にしたがって提出すること。

7 見積合わせの日時

令和8年3月19日（木）午後4時15分（非公開）

8 見積書に記載する見積価格

(1) 紙又は電子メールで提出する場合

見積書に記載する見積価格は、**総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額**を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

また、内訳についても記載し、1か月あたりの見積額を明記すること。

(2) 電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、**消費税及び地方消費税を抜いた合計金額**を入力すること。

また、見積内訳書（様式は任意。）を必ず添付し、1か月あたりの見積額を明記すること。

9 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

10 契約保証金

免除する。

11 契約書又は請書の作成の要否

要。

12 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。